

「真珠に関わる漁業権の民間への規制緩和」に係る  
国家戦略特区ワーキンググループからの論点について

記

(論点)

1 県が直接免許する真珠養殖業を内容とする区画漁業権について、「平成 27 年 11 月 18 日付け水管第 1618 号 水産庁漁政部長・資源管理部長通知」により行った 15 県の運用実態把握調査の結果のうち、

① 状況を把握していないと回答した 8 県について、漁業権者が地元漁協に何らかの支払をしている実態がないか詳細な調査を求め、結果を当ワーキンググループに報告すること。

→ 状況を把握していないと回答した 8 県について調査したところ、**金銭の支払実態があったのは 4 県（広島県、長崎県、熊本県、大分県）であり、金銭の支払実態がなかったのは 4 県（茨城県、高知県、福岡県、宮崎県）であった。**

なお、**金銭の支払実態があった 4 県のうち、大分県では行使料の名目で支払われており、残りの 3 県においては、賦課金、漁場使用料、海面占有料、真珠迷惑料、漁場迷惑料、協力金又は漁場代の名目で支払っていた。**

② 何らかの名目で金銭を徴収していると回答した 5 県のうち、行使料の名目で徴収していると回答した 2 県を除く 3 県について、詳細な調査を求め、結果を当ワーキンググループに報告すること。

→ **当該 3 県（三重県、福井県、鹿児島県）については、管理費、賦課金、漁場利用料、受入漁業料又は指導事業雑収入の名目で徴収していた。**

③ 行使料の名目で金銭を徴収していると回答した 2 県について、回答した県に断った上で、漁協名、徴収の内容を当ワーキンググループに報告すること。

なお、都道府県知事は、漁業の免許を受けた者に対し、報告徴収等の権限を有し、農林水産大臣は都道府県知事の事務については是正の要求・勧告のほか資料提出要求を行うことができる（地方自治法第 245 条の 4、第 245 条の 5 及び第 245 条の 6）と思料されるところ、必要であればこれらの関与を行うことにより報告等を求めること。

→ **行使料の名目で金銭を徴収していると回答した 2 県（佐賀県及び愛媛県）に確認したが、漁協名を報告することは差し控えて欲しいとの意向であった。**

また、1 ①の調査において行使料の名目で金銭を徴収していると回答のあった大分県も、漁協名を報告することは差し控えて欲しいとの意向であった。

徴収金の用途については、佐賀県の漁協は養殖施設の事故や異常がないか、特に暴風時には見回りや点検を強化するなど、常に漁場の監視を行っており、その経費とのことである。

愛媛県の漁協は、漁協が監視小屋において監視を行うなどして真珠貝の盗難の未然防止に努めており、その経費としている。

大分県の漁協は、漁場の監視に係る費用等に充てているとのことである。

2 1①の調査の結果、漁協が何らかの名目による金銭を徴収している場合、及び1②の場合について、それぞれ、単に当事者が納得して支払っているかに留まらず、支払の内容（支払名目、支払理由、金額など）が合理的といえるか、具体的な支払実態の詳細な調査を求め、結果を当ワーキンググループに報告すること。優越的地位の濫用にあたるケースはないか説明すること。

→ **新たに詳細な調査を実施する必要がある、調査に一定の期間を要するため、猶予いただきたい。**

3 母貝養殖に係る漁業権は漁協が独占するものであることから、その行使料その他何らかの名目による負担金を徴収する場合に、根拠・基準がどうあるべきか考え方を説明すること。また、その積算項目及び金額が合理的かつ妥当であることを担保できるよう、特区で実験的に、知事が内容をチェックする仕組みを設けること。

→ **平成24年9月7日付け24水管第1418号水産庁長官通知「漁業権行使規則等の作成及び認可について」2(2)が、根拠・基準がどうあるべきか考え方を示したものである。**

**今後、負担金の徴収にあたっては、合理性・妥当性が担保できるような方策について検討したい。**

4 「平成28年3月25日付け27水管第2359号水産庁長官通知」の記2～4は、組合管理漁業権でない漁業権（知事が直接免許するもの）について、漁業権管理名目でなければ、実質的に漁業権管理のためのものであっても徴収が許容されるように解され不適切であることから、名目の如何を問わず、漁業権管理のための負担金は徴収できない旨が明らかとなるよう修正を行うこと。

→ **3の方策を講じる段階において、上記通知の取扱いについても整理したい。なお、当該通知は、直接免許されている経営者が漁場の利用者として漁協の行う監視、取締り等のコストを負担することを排除するものではないことに留意いただきたい。**

以上

漁業権行使規則等の作成及び認可について  
(平成24年9月7日付水産庁長官通知)(抜粋)

2 漁業権行使規則等の内容

(2) 漁業権管理費の負担

組合等が組合管理漁業権の管理に要する経費(以下「漁業権管理費」という。)については、法第8条第2項の規定に基づき、行使規則において、「当該漁業を営む権利を有する者が当該漁業を営む場合において遵守すべき事項」として、行使者たる組合員に対し、行使料として負担を賦課することができます。

この場合、組合は、定款の定めるところにより、組合員に負担を求めることとなり、その額及び徴収方法については、総会の議決が必要です(組合法第22条第1項及び第48条第1項第4号)。

具体的な漁業権管理費には、組合管理漁業権に係る監視・取締り、漁場環境保全、資源管理、資源増殖、施設維持管理等直接漁場の管理に必要な経費のほか、当該漁業権の管理上必要な通信費等間接的な経費も含めて差し支えありません。ただし、漁業権管理費にその目的を歪曲した不要の経費が含まれることは、厳に避けなければなりません。

行使料は、賦課金の一種であることから、組合員が支払いの義務に応じない場合には、総会の議決により、当該組合員を組合から除名することができるなど厳しい制裁を行うことができます(組合法第27条第2項第2号)。

なお、行使料の算定に当たっては、例えば、各組合員の漁場利用の程度を反映する算定式を用いて具体的金額を明示した上で総会で決定する等、透明性の確保を図ってください。また、総会で定めた行使料の額、徴収時期及び徴収方法は組合等が公示し、組合員に広く周知してください。

なお、特定区画漁業権の内容たる区画漁業が優先順位第二位以下の申請者に免許された場合、組合管理漁業権ではないので、当然のことながら組合等が行使料及び入漁料を徴収することはできないことに留意してください。